

## 別紙 4

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

## 主 論 文 の 要 旨

論文題目

ベトナムにおける提訴時効制度の目的と構造をめぐる  
法的課題の検討  
——日欧越比較を通じて——

氏 名

TRUONG Thi Thu Hoai

## 論 文 内 容 の 要 旨

**本稿の概要**

本稿は、ベトナムの提訴時効制度を巡る法的課題を明らかにし、制度の目的を再検討した上で、その目的を達成するために制度がどのように構築されるべきか、いかに解釈されるべきかを提示するものである。

**問題意識と課題設定**

ベトナムにおいて、提訴時効は、訴えを提起できる期間であり、それが満了した時、訴権を消滅させる制度である(2015年ベトナム民法第150条)。現行民法の制定まで、提訴時効については、時効期間が短すぎる、起算点や制度の効果は適切でないなど、様々な問題が指摘されたため、2013年から2015年にかけて行われた現行民法の立法において、提訴時効の改正が求められ、特にどのように変更すればよいのか議論する中で、提訴時効を廃止すべきであるという議論まで現れた。立法の議論の結果として、提訴時効の存在目的が明らかにされ、制度が維持される一方で、指摘された問題に対応すべく内容が変更された。しかしながら、改正が経たにもかかわらず、提訴時効制度に関してはいまだ様々な問題が存在している。

本稿で扱う課題として、次の二点を取り上げる。

第一の課題は、提訴時効の目的に関する問題である。ベトナムにおいては、提訴時効の存在の目的が何か、現行法までは、立法論上も解釈論上もほとんど論じられてこなかった。現行法の立法過程で初めて、それが古い紛争の訴訟にかかわる裁判所の証拠収集の負担軽減や権利行使の促進に必要であると明確に述べられた。しかしながら、その二つの目的の中で特に、裁判所の証拠収集の負担軽減は、提訴時効制度の目的であるとされることは適切ではない。なぜなら、まず、証拠収集の責任は、現行民事訴訟法の下で裁判所に属すのではなく、当事者が負わなければならない。そのため、提訴時効制度によって裁判所の証拠収集の負担を軽減する必要がない。さらに、現行制度において、提訴時効の適用範囲が狭まり、時効の起算点が客観的起算点から主観的起算点へ変更されると共に時効期間が延長され、時効の適用に当事者による請求が要求されるようになった。これらの新たな内容は当事者の利益のためであり、裁判所の負担軽減を考慮しないので、裁判所の負担軽減を提訴時効の目的であるとする、制度の構造はその目的に合致しない。

第二の課題は、提訴時効制度の構造に関する問題である。ベトナムの提訴時効制度は次のように構築されている。権利利益が侵害されたことを知ったまたは知るべきであった時点から、訴えを提起することを妨げる事由がないにもかかわらず、訴えを提起せずに一定期間が満了したら、訴権の消滅という効果が生じる。権利者に義務を履行するよう訴えられた場合において、義務者が提訴時効の適用を請求したら、裁判所は、訴訟手続上それを適用し、義務弁済を強制する判決を下さない。以上の構造における個々の規定につき、次の不明確ないし不適當な点が存在している。

①提訴時効制度の適用範囲についてである。現行提訴時効制度においては、理由が明確にされていないが、提訴時効期間の原則規定が削除された。現行民法においては、契約に基づいて発生した権利関係と、契約外の不法行為に基づいて発生した損害賠償

請求につき提訴時効期間が定められているが、他の原因に基づいて発生した権利関係については提訴時効期間の規定が存在しない。それによって、永久に訴えを提起できる権利が生じる懸念があり、提訴時効期間の規定が存在しない権利関係につき、提訴時効が適用されるのか、どの規定が適用されるべきか、明らかにする必要がある。

②提訴時効の効果、つまり、提訴時効が適用されたときに当事者間の権利関係がどうなるのかということである。ベトナムでは、従来、提訴時効が訴訟法の制度として位置づけられており、その完成により訴権が消滅すると定められている。訴権の消滅の結果として、提訴時効が第一審判決の出される前に適用の請求がなされたときは、訴訟上の事件の解決手続が途中で中止され、裁判所は、権利者義務者間の関係を確定する判決を下さずに事件を終了させる。その一方で、ベトナムでは、提訴時効は実体法上の権利義務を消滅させないとされており、また、この消滅しない権利義務がどのように扱われるのかは、実定法上も解釈上も明らかにされていない。従って、提訴時効が適用されたとき、訴権により保護されない権利が生じ、権利者は裁判所の判決によって権利を行使することができないが、義務者が実体法上、義務から解放されることもない状態となる。これについては、以前より、訴権を消滅させる提訴時効を廃止し、実体法の効果をもたらす消滅時効という制度を導入すべきであるという議論がなされている。なぜかという点、権利が存在していても、訴権による保護がなされない状況では、権利者が自力救済を行うことがあり、社会秩序がそれによって害される恐れがあるからとされている。現行民法の立法では、上記の裁判所の負担軽減を主な理由として、提訴時効が維持されたが、時効が適用された後の権利義務の関係はどうかという問題はそのまま残された。

③提訴時効の起算点と時効期間についてである。現行民法において、当事者が権利の侵害を知らないまたは知るべきではない場合、時効が進行しないと規定されている。それによって、当事者の不知のため、いつまでも時効が完成しないまたは時効完成が

長期間に遅らせることが生じ得る。その場合には、上記の裁判所の負担軽減及び権利行使の促進という提訴時効制度の目的を達成できず、無意味になってしまうので、この点にも検討余地が残っている。

④時効の適用の請求と時効の適用の拒否という規定についてである。現行法によって時効の適用の請求と時効の適用の拒否という規定が新たに導入され。そのため、提訴時効を訴訟手続上で適用することができるか否かは、当事者自身で決めることとなる。当事者が時効の規定の適用を請求しないまたはその適用を拒否した場合、裁判所は従来のように提訴時効の完成を理由として訴訟手続を中止することができない。これらの規定は、提訴時効制度の目的と考えられている裁判所の負担軽減に矛盾しているといえる。それ故に、時効の適用の請求及び時効の適用の拒否という規定の存在は適切であるのか、再検討すべきである。また、これらの規定の運用はこれからであり、学説上も判例上もその解釈がほとんどない。そのため、今後の運用に当たり、各個の規定に適切でなく問題が生じ得る内容があるのか、改めて検討する余地がある。

以上の法的課題を解決するためには、提訴時効制度の目的からその構造に至るまで包括的に検討する必要があると考える。しかしながら、ベトナムにおける提訴時効の研究状況について、提訴時効に関する問題の指摘は現行法が制定される前から存在しているが、ほとんどは雑誌論文やインターネット上の記事で、個々の問題の簡略な分析または説明に止まっている。つまり、現行法の下での提訴時効に関する研究は、旧法の制度と比べてどのような内容が変更されたのかを提示し、簡単に分析するものにはすぎない。ベトナムでは提訴時効全体について包括的に探究されていない状況にある。

以上のような状況を改善するため、本論文では提訴時効制度を包括的に検討し、現行法の制度の特徴や問題点を明らかにした上で、存在している問題点に応じて適切な解釈及び制度設計を提示する。その際に、日本の消滅時効制度、ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則共通参照枠草案（DCFR）における時効制度及びイギリスの出訴期

限制度を検討し、異なる法体系の制度の比較法研究を行う。その理由は次の通りである。ベトナムの現行民法の立法は、日本の法整備支援プロジェクトの下で、JICA（独立行政法人国際協力機構）による法起草支援を受けたため、現行提訴時効の内容は日本の消滅時効制度の影響をうけている。また、DCFRは、国際的法の調和を目指し、ECの将来の共通準則のための一つのモデルを提示するものであり、その時効制度は、ヨーロッパの多くの国に適用できるように提案されたものであるため、参考にする意味が大きいと思われる。日本の消滅時効及びヨーロッパの大陸法の国々の時効制度に近いDCFRの時効制度と比べて、英米法の国としてのイギリスの出訴期限制度は、相違に異なっている。それぞれの制度の特徴、立法論上そして解釈論上の議論の蓄積、各制度との間の相違点及び類似点は、ベトナムの提訴時効制度に関する課題を解決するに当たり、参考価値があるものであると考える。

## 研究の成果

本稿における比較法的検討から、次のことが明らかになった。

(1) ベトナムの提訴時効制度の達成すべき主な目的は何かという点、裁判所の証拠収集の負担軽減ではなく、それは義務者保護でなければならないと考える。

(2) ベトナム提訴時効制度の構造について、次のように改正又は解釈されるべきである。

第一に、提訴時効制度の個々の内容の改正又は解釈の際には、以上の制度の目的を達成することを重視するとともに、時効による不利益を受ける可能性のある権利者の正当な利益を害さないことにも考慮すべきである。

第二に、義務者保護という目的からすれば、提訴時効は、契約に基づいて発生した権利関係及び不法行為に基づいて発生した契約外の損害賠償請求関係のみならず、身分権や所有権以外のあらゆる権利関係に対しても適用されなければならない。それを

実現するために、ベトナムにおいては、原則的提訴時効の規定を設ける必要がある。原則的提訴時効規定は、現行ベトナム民法のように、主観的起算点からの時効期間のみならず、客観的起算点からの期間も規定すべきである。なぜかという、客観的起算点からの期間がないと、提訴時効が権利者の権利などについての不知によっていつまでも完成しないという問題が生じてしまうからである。

第三に提訴時効の効果については、現在の「訴権消滅」というアプローチから「権利消滅」というアプローチに変えるべきではない。訴権が時効の適用によって消滅したときは、実体法上の権利義務は存続していくが、この権利は完全的な効力を有せず、請求力及び給付保持力を有するが、訴求力及び執行力がないと解すべきである。権利が訴求力及び執行力を有しないことによって、義務者は、任意に弁済しない場合は、義務不履行を理由として訴えることができず、義務不履行に対する責任を負わされるべきではない。さらに、義務が存続するにも関わらず、義務者が企業の解散などのために、義務を完済することが要求された場合において、時効にかかった義務がそれに数えられず、そして、担保物権が設定された場合、権利者に権利を回収させるためにその担保財産を処分されることがないということである。その一方で、権利が請求力及び給付保持力を有しているので、権利者は、裁判所の救済によらない合法的な方法で権利行使をすることが許される。例えば、時効にかかった権利を自動債権として債務相殺を行うことである。そして、義務者が、時効の適用を請求した後に、任意に義務の弁済をした場合には、その弁済は存在している義務の弁済として有効となり、したがって、弁済を行った後に義務者はもはや時効の完成を理由として、弁済したものの返還請求をすることができない。

第四に、原則的提訴時効規定における起算点は、損害賠償請求の場合とそれ以外の場合に分けて次のように規定されるべきである。まず、主観的起算点につき、現行民法で規定している「権利、合法的利益が侵害されたことを知った又は知るべきであっ

た日」という時点は、すべての権利関係において適切ではないため、原則的主観的起算点として採用できない。その代わりに、提訴時効の進行は、権利者が①債務者は誰か、②権利の発生原因となる事実、さらに損害賠償請求の場合においては③「損害」についても、知った又は知るべきであった時点から開始すると定めた方が、明確で適切である。次に、原則的客観的起算点は、損害賠償請求の場合には不法行為の時又は義務不履行の時のような損害賠償請求権を発生させる行為の時であり、それ以外の場合には「訴権の発生時」が妥当であろう。主観的起算点からの時効期間は現行民法で規定している3年を維持してよい。客観的起算点からの時間については、10年~15年という期間が望ましいと考えるが、ベトナムは国際的な動向を参考にしながら、国の取引の習慣、社会・経済の状況を考慮して決定する必要がある。また、人の生命・身体の侵害に関する提訴時効は、権利者に保護をさらに厚く与える必要があるため、右の主観的起算点及び客観的起算点からの原則の期間よりもっと長期化すべきである。

第五に、時効の適用の請求及び時効の適用の拒否という規定は、義務者保護という制度目的と矛盾するものではない。ただし、時効の適用の拒否という規定は、あまり必要性が見られない。さらに、その規定から、義務者が時効完成前に時効の適用の請求権を放棄させる問題が生じる恐れがある。そのため、時効の適用の拒否という規定を見直すべきである。時効の適用の請求という規定については、今後、時効の適用の請求権者は誰であるのかという問題が出てくる可能性がある。そのときは、日本の判例上及び学説上の議論の蓄積が参考となると考える。

一方で、本稿では、詳細に検討できなかった問題があり、これらを今後の課題とした。第一に、主観的起算点における「知るべきであった」という認識可能の程度をどのように解するべきかという問題である。第二に、原則的客観的起算点からの期間の長さ、人身損害に関する主観的起算点からの時効期間及び客観的起算点からの期間の長さは何年にしたら適切であるのかという問題である。第三に、ベトナムでは提訴時

効制度と共に義務免除時効制度が規定されている。しかし、提訴時効制度の効果が上記のように解されるとしたら、義務免除時効制度の存在の必要性があるのか、という問題である。

### 研究の意義

本研究の意義は次のように指摘できる。まず、本研究により、ベトナムの提訴時効制度の全対象を描くことができる。次に、提訴時効制度の目的についての解釈論を修正したことによって、今後の提訴時効制度の解釈及び改正が統一できると期待することができる。そして、本研究は、提訴時効制度の個々の規定における不明確及び適当でない点を指摘し、その解決策を提示した。このことによって、今後の提訴時効制度の運用が効果的となり、紛争を減少することを期待する。